

商品概要説明書

期日指定定期貯金

(平成 28 年 2 月 27 日現在)

商 品 名	・ 期日指定定期貯金												
ご利用いただける方	・ 個人のみ												
期 間	・ 最長 3 年 ・ 満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその 1 か月前までに当店に通知が必要です。) ・ 預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が 300 万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金 (複利型) へ切り替わります。												
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上 300 万円未満 ・ 1 円単位												
払戻方法	・ 預入日から 1 年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1 回あたり 1 万円以上 1 円単位となります。												
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手数料	—												
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率 (2 年以上利率) に年 0.5% を上乗せした利率) ・ マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。												
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により 1 年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 6 か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>(2) 6 か月以上 1 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率 × 40%</td></tr> <tr> <td>(3) 1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率 × 50%</td></tr> <tr> <td>(4) 1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率 × 60%</td></tr> <tr> <td>(5) 2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率 × 70%</td></tr> <tr> <td>(6) 2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率 × 90%</td></tr> </table>	(1) 6 か月未満	解約日における普通貯金利率	(2) 6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率 × 40%	(3) 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率 × 50%	(4) 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率 × 60%	(5) 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率 × 70%	(6) 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率 × 90%
(1) 6 か月未満	解約日における普通貯金利率												
(2) 6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率 × 40%												
(3) 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率 × 50%												
(4) 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率 × 60%												
(5) 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率 × 70%												
(6) 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率 × 90%												
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当会本支所またはリスク統括部 (電話: 083-973-1182) にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。												

紛争解決措置	また、山口県農業協同組合中央会が設置・運営する山口県 J A バンク相談所（電話：０８３－９７３－２２４８）でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク統括部または山口県 J A バンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター （電話：０８３－９２２－００８７） 広島弁護士会仲裁センター （電話：０８２－２２５－１６００） 福岡県弁護士会紛争解決センター （北九州）（電話：０９３－５６１－０３６０） （福岡）（電話：０９２－７４１－３２０８） （久留米）（電話：０９４２－３０－０１４４） 東京弁護士会紛争解決センター （電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター （電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター （電話：０３－３５８１－２２４９） 民間総合調停センター（大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記山口県 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山口県 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 山口信連